> 会 社 名 株 式 会 社 中 村 屋
> 代表者名 代表取締役社長 染谷 省三
> (コード番号 : 2204 東証•大証第一部)
> 問い合せ先 取締役兼常務執行役員 小林 政志
> (電話番号 03-5454-7153)

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は，平成 19 年 12 月 25 日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関 する対応策」（以下「現プラン」といいます。）を導入し，平成20年6月27日開催の当社第 87回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続しておりますが，その有効期限は，平成 23 年 6 月開催予定の第 90 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時ま でとなっております。当社では，現プラン導入後も社会•経済情勢の変化，買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ，当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保•向上させるための取組みのひとつとして，継続の是非も含め，その在り方について引き続き検討 してまいりました。

その結果，本日開催されました当社取締役会において，会社法施行規則第 118 条第 3 号に定め る「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって，当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして，本株主総会における株主の皆様の ご承認を条件に，現プランの一部を変更（以下，変更後の対応策を「本プラン」といいます。） し，本プランとして継続することを決定しましたのでお知らせいたします。

本プランにつきましては，当社監査役 4 名はいずれも，本プランの具体的運用が適正に行われ ることを前提として，本プランに賛成する旨の意見を述べております。

なお，平成 23 年 3 月 31 日現在の当社株式の状況は，別紙 1 のとおりですが，本日現在，当社株式の大規模な買付行為等の具体的提案はなされておりません。

本プランの主な変更点は以下のとおりです。
①大規模買付ルール（3．（1）「本プランの目的」で定義されます。）を順守したか否かを判断す るにあたつては，当社取締役会が求めた必要情報（3．（4）「大規模買付ルールの概要」で定義 されます。）の一部が提出されないことのみをもつて，ルールを順守しないと認定すること がない旨を明記しました。
（2）大規模買付ルールに基づいて大規模買付者（3．（2）「本プランの対象となる当社株式の買付」 で定義されます。）に提供を求める必要情報の内容について一部見直すとともに，大規模買付ルールの迅速化を図る観点から，必要に応じ，大規模買付者に対しての情報提供の期限を

設定することとし，大規模買付者から合理的な理由に基づく延長請求があった場合は，その期限を延長することができるものとしました。
③当社取締役会が必要情報について追加の提供を要請した場合，大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には，当社取締役会が求める情報が全て揃わなくとも，情報提供に係る交渉を終了し取締役会の評価•検討を開始する場合があ ることとしました。
（4）大規模買付ルールを順守した場合について，例外的に対抗措置を講ずる場合の類型を一部見直すとともに，発動は，例示する類型に該当し，その結果として会社に回復し難い損害をも たらすなど，当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限 る旨を明記しました。
⑤年そ他，①から（4）までの見直しに関連する引用箇所の記載の修正や平成21年1月5日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）による株券電子化が実施されるなどの関係法令の整備に伴う所要の修正および証券取引法が金融商品取引法に改正されたことに伴う所要の修正ならびに文言の整理などを行いました。

## 1．会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は，株式市場を通じて多数の株主，投資家の皆様による自由な取引 が認められているものであり，当社の株式に対する大規模な買付行為や買付提案が為された場合 においても，当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保•向上に資するものである限り，こ れを一概に否定するものではありません。

しかしながら，近時，わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には， その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの，株主 の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの，対象会社の取締役会や株主の皆様が買付 の条件について検討し，あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの，対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等，対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は，上記の例を含め，当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は，当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

## 2．会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

## （1）中期経営計画に基づく取組み

当社は創業 110 周年を迎えるとともにさらなる歴史を築くべく，当社グループとして，「中期経営計画 2011～2013」を策定し，創業者の経営哲学に基づいた経営理念である「新たな価値を創造し，健康で豊かな生活の実現に貢献する」を目指してまいります。当社の中期の在り方を「成長戦略の再構築」の期間とし，そのために必要な「持続的成長の実現」の達成に向けて「成長モ

デルの確立」「高効率経営の実現」「社会的責任の遂行」を経営方針に掲げ，事業ごとに重点戦略 テーマに資源を集中させるとともに，事業のサポート機能と連携することで市場変化への対応を より強力に推進してまいります。
具体的には，買うモノ・買う場所•買ら基準の変化に敏感に反応し，カジュアルギフトの強化，食事用途のファーストフードの開発•提案，加工食品における上質•簡便•健康志向への対応強化，飲食業態での高頻度需要の掘り起こしなど，既存事業の深耕と業務効率の向上を図りながら，今，求められている価値を具現化した商品，パッケージの開発•育成に努めます。さらに，菓子 の新規流通への展開，健康食品の開発，海外市場の開拓，通販ビジネスの拡大，ならびに新宿本店の再開発をはじめとする保有資産活用計画の推進など新規の成長モデルを創造し，そこに投入資源をシフトすることにより，新たな事業構造の構築に果敢に挑戦してまいります。
以上の諸施策を，仕事の質や能力を向上させる「仕組み」と従業員の「モチベーション」のマ ネジメントにより，グループー丸となって実行することで，着実に成果を創出し，目標を達成す ることで社会に貢献することを目指してまいります。

## （2）コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

## ア．コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社は，経営環境の変化に適切に対応し，迅速かつ適正な意思決定と業務執行を図っていくた めに，経営の監査機能ならびに執行機能の役割を明確化していくことを重要な経営課題としてま いりました。このような中，監査役制度をベースとした執行役員制度を平成 17 年 7 月に導入い たしました。取締役会の経営監視機能向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図 り，また，情報共有化のため「執行役員会」を設置し，新たな経営組織体制をスタートさせまし た。このような業務執行機能の強化の一方で，今後は，経営監視機能をより充実させ，当社グル ープ全体のコーポレート・ガバナンスの基本的考えである「透明性のある経営」「適法•公正な経営」「効率的な経営」を一層強化してまいります。

## ィ．内部統制システムの整備に向けた取組み

会社法施行に基づき，「内部統制システムの基本方針」を当社取締役会において決議いたしま した。整備状況の具体的内容につきましては，平成 18 年 10 月に常勤役員で構成するコンプライ アンス・リスク管理委員会を設置し，「コンプライアンス・リスク管理体制」と「監査役会のサ ポート体制（内部監查機能）」の二つの体制を軸に，社内規程の見直し，社内研修の実施，内部監查の実施等を通してより精度の高い内部統制システムの整備を図っていくとともに，平成20年度より適用された金融商品取引法に基づく内部統制報告書の提出にむけて，財務諸表作成に関す る社内体制の整備を併せて推進しております。また，「内部統制システムの基本方針」に基づき設置したコンプライアンス・リスク管理委員会において，全社的な法令順守体制，リスク管理体制のより積極的な推進を図っており，平成 19 年 3 月には「中村屋グループ行動規範」を新たに制定し，『法規範の順守』『お客様第一の考え』『公正な取引』『働きやすい職場』『適正な情報開示』『機密情報•個人情報の管理』『環境保全』『社会貢献』を基本とした，当社グループ の従業員一人ひとりが守るべきルールを定めました。

以上当社では，多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため，当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして，役員•社員一丸となって取 り組んでおり，これらの取組みは，上記1。の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するも のと考えております。

## 3．本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務 および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み）

## （1）本プランの目的

本プランは，会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

当社取締役会は，当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に，株主の皆様が適切な判断をするために，必要な情報や時間を確保し，買付者等との交渉等が一定の合理的なルール に従って行われることが，企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え，以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付 ルール」といいます。）を設定し，会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によっ て大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として，本株主総会におけ る株主の皆様のご承認を条件に，現プランの内容を一部変更し，本プランとして継続すること といたしました。
本プランの概要につきましては，別紙 2 をご参照ください。

## （2）本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは，特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2） を $20 \%$ 以上とすることを目的とする当社株券等（注 3）の買付行為，または結果として特定株主 グループの議決権割合が $20 \%$ 以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き，また市場取引，公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下，かかる買付行為を「大規模買付行為」といい，かかる買付行為を行ら者を「大規模買付者」といいます。）とします。
注 1 ：特定株主グループとは，
（i）当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者 （同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい，同条第 6 項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または，
（ii）当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項朼規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2第1項に規定する買付け等をいい，取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者お よびその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
注 2 ：議決権割合とは，
（i）特定株主グループが，注1の（i）記載の場合は，当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第 27条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては，当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとし ます。）または，
（ii）特定株主グループが，注 1 の（ii）記載の場合は，当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たつては，総㼁決権（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）

および発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は，有価証券報告書，四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるもの とします。
注 3 ：株券等とは，金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等または同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

## （3）独立委員会の設置

大規模買付ルールが順守されたか否か，あるいは大規模買付ルールが順守された場合でも，当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損ならものであること を理由として対抗措置を講ずるか否かについては，当社取締役会が最終的な判断を行いますが，本プランを適正に運用し，取締役会によって沁意的な判断がなされることを防止し，その判断 の客観性•合理性を担保するため，現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては，別紙 3 をご参照ください。）に基づき，独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は 3名以上とし，公正で中立的な判断を可能とするため，当社の業務執行から独立している社外取締役，社外監査役または社外有識者（注 4）のいずれかに該当する者の中から選任します。現在の独立委員会委員である社外有識者としての中村 直人氏，社外取締役の荒井 英夫氏，社外監査役の原 秋彦氏，山本 光介氏は，本プランとしての継続後も引き続き就任する予定です。
（略歴につきましては，別紙 4 をご参照ください。）
当社取締役会は，対抗措置の発動に先立ち，独立委員会に対し対抗措置の発動の是非につい て諮問し，独立委員会は，当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価•検討のうえで，当社取締役会に対し対抗措置を発動することがで きる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は，独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については，その概要を適宜公表することとします。

なお，独立委員会の判断が，当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされ ることを確保するために，独立委員会は，当社の費用で，必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー，公認会計士，弁護士，コンサルタントその他 の専門家）等の助言を得ることができるものとします。
注4：社外有識者とは，
実績のある会社経営者，官庁出身者，弁護士，公認会計士，学識経験者またはこれに準じる者をいいま す。

## （4）大規模買付ルールの概要

## ア．大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おらとする場合には，大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち，まず，大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を，当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。
（ア）大規模買付者の名称，住所
（イ）設立準拠法
（ウ）代表者の氏名
（エ）国内連絡先
（才）提案する大規模買付行為の概要
（カ）本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が，大規模買付者から意向表明書を受領した場合は，速やかにその旨および必要に応じ，その内容について公表します。

## イ．大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は，上記（4）ア。（ア）～（カ）までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して 10 営業日以内に，大規模買付者に対して大規模買付行為に関 する情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面を交付し，大規模買付者 には，当該書面の記載にしたがい，必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきま す。
必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は，大規模買付者の属性お よび大規模買付行為の内容によって異なりますが，いずれの場合も株主の皆様のご判断およ び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。
（ア）大規模買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者および組合員（ファ ンドの場合）その他構成員を含みます。）の詳細（名称，事業内容，経歴または沿革，資本構成，財務内容，当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等 に関する情報を含みます。）
（イ）大規模買付行為の目的，方法および内容（大規模買付行為の対価の価額•種類，大規模買付行為の時期，関連する取引の仕組み，大規模買付行為の方法の適法性，大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
（ウ）大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実，算定方法，算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想される シナジーの内容を含みます。）
（エ）大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称，調達方法，関連する取引の内容を含みます。）
（才）大規模買付行為の完了後に想定している役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。），当社および当社グループの経営方針，事業計画，財務計画，資本政策，配当政策，資産活用策等
（カ）大規模買付行為の完了後における当社および当社グループの顧客，取引先，従業員等 のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およ びその内容

当社取締役会は，大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から，必要に応じて，大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし，大規模買付者から合理的

な理由に基づく延長要請があった場合は，その期限を延長することができるものとします。
なお，上記に基づき，当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果，当該必要情報が大規模買付行為を評価•検討するための情報として必要十分でないと考えられ る場合には，当社取締役会は，大規模買付者に対して，適宜合理的な期限を定めたうえで，必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は，大規模買付行為を評価•検討するために必要十分な必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には，その旨の通知を大規模買付者に発送し，独立委員会に対して必要情報を提出するとともに，その旨を公表いたします。

また，当社取締役会が必要情報の追加の提供を要請したにもかかわらず，大規模買付者か ら当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には，当社取締役会が求める必要情報が全て揃わなくても，大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し，後記ウ。の取締役会による評価•検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は，独立委員会に提出するとともに株主の皆様の判断 のために必要であると認められる場合には，当社取締役会が適切と判断する時点で，その全部または一部を公表します。

## ウ．当社取締役会による必要情報の評価•検討等

当社取締役会は，大規模買付行為の評価等の難易度に応じ，大規模買付者が当社取締役会 に対し必要情報の提供を完了した後，対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長 60 日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長 90 日間を当社取締役会による評価，検討，交渉，意見形成，代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中，当社取締役会は，必要に応じて独立した第三者である外部専門家（フ アイナンシャル・アドバイザー，公認会計士，弁護士，コンサルタントその他の専門家）等 の助言を受けつつ，提供された必要情報を十分に評価•検討し，独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で，当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ，公表いたします。また，必要に応じ，大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し，当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。
（5）大規模買付行為が実施された場合の対応方針

## ア．大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には，具体的な買付方法の如何に かかわらず，当社取締役会は，当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的と して，新株予約権の無償割当等，会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講 ずることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。
なお，大規模買付ルールを順守したか否かを判断するにあたっては，大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し，少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをも って大規模買付ルールを順守しないと認定することはしないものとします。

## ィ．大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には，当社取締役会は，仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても，当該買付提案についての反対意見を表明したり，代替案 を提示するなど，株主の皆様を説得するに留め，原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは，株主の皆様において，当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見，代替案等をご考慮の上，ご判断いただくことになります。

ただし，大規模買付ルールが順守されている場合であっても，当該大規模買付行為が，例 えば以下の（ア）から（ケ）のいずれかに該当し，結果として当社に回復し難い損害をもた らすなど，当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断す る場合には，例外的に当社取締役会は，当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ること を目的として必要かつ相当な範囲内で，上記ア，で述べた対抗措置の発動を決定することが できるものとします。
（ア）真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず，ただ株価をつり上げ て高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると判断さ れる場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
（イ）当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権， ノウハウ，企業秘密情報，主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等 に移譲させるなど，いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合
（ウ）当社グループの経営を支配した後に，当社グループの資産を大規模買付者やそのグル ープ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行って いると判断される場合
（エ）当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産，有価証券など高額資産等を売却等処分させ，その処分利益をもつて一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的 で当社株式の買収を行っていると判断される場合
（オ）大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が，いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく，二段階目の買付条件を不利に設定 し，あるいは明確にしないで，公開買付け等による株式の買付を行うことをいいま す。）など，株主の皆様の判断の機会または自由を制約し，事実上，株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
（カ）大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額，当該金額 の算定根拠，その他の条件の具体的内容，違法性の有無，実現可能性等を含むがこれ に限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分 または不適切であると判断される場合
（キ）大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適当であるため，当社グル

ープの事業の成長性•安定性が阻害され，中長期的な将来との企業価値の比較におい て，当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ著しく劣後 すると判断される場合
（ク）大規模買付者による支配権獲得により，当社はもとより，当社グループの持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な，顧客，取引先，従業員，地域関係者その他の利害関係者との関係を破壊するなどによって，当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損ならと判断される場合
（ケ）大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断 される場合

## ウ．取締役会の決議，および株主総会の開催

当社取締役会は，上記アまたはイにおいて対抗措置の発動の是非について判断を行ら場合 は，独立委員会の勧告を最大限尊重し，対抗措置の必要性，相当性等を十分検討したらえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。
具体的にいかなる手段を講じるかについては，その時点で当社取締役会が最も適切と判断 したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして，例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙5に記載のとおりですが，実際に新株予約権の無償割当を行う場合には，議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さ ないことを新株予約権の行使条件とするなど，対抗措置としての効果を勘案した行使期間お よびその他の行使条件を設けることがあります。
また，当社取締役会は，独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い，かつその必要性•相当性について株主の意思を確認することが適切と判断し，発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には，株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否 を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長 60 日間の期間を設定し，当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。
当社取締役会において，株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は，取締役会評価期間はその日をもって終了し，ただちに，株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては，当社取締役会は，大規模買付者が提供した必要情報，必要情報に対する当社取締役会の意見，当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を，株主の皆様に対し，株主総会招集通知とともに送付し，適時•適切にその旨を開示します。
株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合，当社取締役会は，当該株主総会の決議にしたがらものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には，当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また，当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし，当該株主総会の結果は，決議後適時•適切に開示いたします。

## 工．大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は，上記 3（4）ア「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを，また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせ た期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間におい ては，大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって，大規模買付行為は，大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるもの とします。

## オ．対抗措置発動の停止等について

上記ウ，において，当社取締役会または株主総会において，具体的な対抗措置を講ずるこ とを決議した後，当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など，対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には，独立委員会の意見または勧告を十分に尊重した上で，対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば，対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合，当社取締役会において，無償割当が決議され，または無償割当が行われた後においても，大規模買付者が大規模買付行為 の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合 には，独立委員会の勧告を受けた上で，新株予約権の効力発生日の前日までの間は，新株予約権無償割当の中止，または新株予約権無償割当後においては，行使期間開始日の前日まで の間は，当社による新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより，株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことが できるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は，法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがい，当該決定について適時•適切に開示します。

## （6）本プランによる株主の皆様に与える影響等

## ア．大規模買付ル一ルが株主の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは，株主の皆様が大規模買付行為に応ずるか否かを判断するために必要 な情報や，現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し，株主の皆様が代替案 の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は，十分な情報および提案のもとで，大規模買付行為に応ずるか否かについて適切なご判断をすること が可能となり，そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして，大規模買付ルールの設定は，株主の皆様が適切な判断を行う上 での前提となるものであり，株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお，上記（ 5 ）において述べたとおり，大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので，株主の皆様におか れましては，大規模買付者の動向にご注意ください。

## ィ．対抗措置発動時に株主の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合または大規模買付ルールが順守 されている場合であっても，大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損ならと判断される場合には，当社取締役会は，当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として，新株予約権の無償割当等，会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講ずることがありま すが，当該対抗措置の仕組み上，株主の皆様（大規模買付ルールを順守しない大規模買付者 および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるよ らな大規模買付行為を行ら大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面におい て格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した場合には，法令および金融商品取引所規則等に従って適時•適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして，例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には，株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け，また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより，新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため，申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし，この場合当社は，新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し，別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお，独立委員会の勧告を受けて，当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には，当該新株予約権の無償割当 を受けるべき株主が碓定した後（権利落ち日以降）に当社株式の 1 株当たりの価値の希釈化 が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は，株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## （7）本プランの適用開始，有効期限，継続および廃止

本プランは，本株主総会での決議をもって同日より発効することとし，有効期限は平成 26年6月30日までに開催予定の当社第 93 回定時株主総会終結の時までとします。

ただし，本プランは，本株主総会において継続が承認され発効した後であっても，（1）当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合，（2）当社取締役会により本プラン を廃止する旨の決議が行われた場合には，その時点で廃止されるものとします。

また，本プランの有効期間中であっても，当社取締役会は，企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い，株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあ ります。このように，当社取締役会において本プランについて継続，変更，廃止等の決定を行 った場合には，その内容を速やかに開示します。
なお，当社取締役会は，本プランの有効期間中であっても，本プランに関する法令，金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ，かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合，誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等，株主の皆様に不利益

を与えない場合には，必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で，本プランを修正または変更 する場合があります。

## 4．本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い，当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し，当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでは ないことについて）

## （1）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは，経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値•株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値•株主共同の利益の確保•向上の原則，事前開示•株主意思の原則，必要性•相当性確保の原則） を充足しています。

また，経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」の内容も踏まえたものとなっております。

## （2）株主共同の利益の確保•向上の目的をもって導入されていること

本プランは，上記 3 。（1）「本プランの目的」に記載のとおり，当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に，当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し，ある いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し，または株主の皆様の ために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより，当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し，向上させるという目的をもって導入されるものです。

## （3）株主意思を反映するものであること

本プランは，本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており，本株主総会におい て本プランに関する株主の皆様の意思を問ら予定であり，株主の皆様のご意向が反映されるこ ととなっております。
また，本プラン継続後，有効期間中であっても，当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には，本プランはその時点で廃止されることになり，株主の皆様のご意向が反映されます。

## （4）独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は，上記3。（5）「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり，当社の業務執行を行ら経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し，同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており，当社の企業価値ひい ては株主共同の利益に資するよう，本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されて おります。

## （5）デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは，当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって

廃止することが可能です。したがいまして，本プランは，デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお，発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また，当社取締役の任期は 2 年としておりますが，期差任期制を採用していないため，本プ ランは，スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため，その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお，当社では取締役解任決議要件につきましても，特別決議を要件とするような決議要件 の加重をしておりません。

以上

## 当社株式の状況（平成 23 年 3 年 31 日現在）

1．発行可能株式総数 199，044，000 株

2．発行済株式総数 $59,762,055$ 株

3．株主数
8，844 名

4．大株主（上位 10 名）

| 株 主 名 | 当社への出資状況 |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 持株数（千株） | 比率（\％） |
| 中村屋取引先持株会 | 4， 826 | 8.1 |
| 株式会社みずほ銀行 | 2，925 | 4.9 |
| 三井不動産株式会社 | 1，800 | 3.0 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 1，537 | 2． 6 |
| 日本製粉株式会社 | 1，301 | 2.2 |
| 株式会社三菱東京UF J 銀行 | 1，151 | 1.9 |
| 日東富士製粉株式会社 | 1，110 | 1.9 |
| 豊田通商株式会社 | 1，100 | 1.9 |
| 株式会社りそな銀行 | 1， 000 | 1． 7 |
| 中村屋従業員持株会 | 965 | 1.6 |

（注）1．持株数は千株未満を四捨五入して表示しております。
2．当社は，自己株式 398,873 株を所有しておりますが，上記には含めておりません。

## 本プランの概要 大規模買付開始時のフロー




大規模買付ル一ルを順守しない場合
本プランに定めるルールを遵守しない大規模買付行為の開始


## 株主の皆様のご判断

（注）本図は，本プランのご理解に資することを目的として，代表的な手続きの流れを図式化したものであり，必ずし も全ての手続きを示したものではございません。詳細につきましては，本文をご覧ください。

## 独立委員会規程の概要

- 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は 3 名以上とし，公正で中立的な判断を可能とするため，当社の業務執行 を行ら経営陣から独立した社外取締役，社外監查役または社外有識者（実績のある会社経営者，官庁出身者，弁護士，公認会計士，学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から，当社取締役会の決議に基づき選任される。
－独立委員会は，当社取締役会から諮問のある事項について，原則としてその決定の内容を， その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお，独立委員会の各委員は， こうした決定にあたっては，当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点 からこれを行うこととする。
－独立委員会は，当社の費用で，必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナン シャル・アドバイザー，公認会計士，弁護士，コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
－独立委員会の決議は，委員の過半数をもってこれを行う。

以上

## 独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は，引き続き以下の 4 名を予定しております。
中村 直人（なかむら なおと）
略 歴
昭和 60 年 4 月 弁護士登録，森総合法律事務所所属
平成10年4月 日比谷パーク法律事務所開設，パートナー
平成15年2月 中村直人法律事務所（現中村•角田•松本法律事務所）
パートナー＜現在に至る＞
平成15年3月 株式会社アサヒビール 社外監査役＜現在に至る＞
平成 18 年 6 月 三井物産株式会社 社外監査役＜現在に至る $>$
原 秋彦（はら あきひこ）
略 歴
昭和 55 年 4 月 弁護士登録，林田柳原柏木法律事務所所属
昭和60年5月 米国ニューヨーク州 弁護士登録
昭和60年9月 森綜合法律事務所参加
平成 4 年 7 月 三井安田法律事務所参加
平成 6 年 6 月 当社社外監査役＜現在に至る＞
平成16年2月日比谷パーク法律事務所参加＜現在に至る＞
※原 秋彦氏は会社法第 2 条 16 号に規定される社外監査役です。
荒井 英夫（あらい ひでお）
略 歴
昭和 42 年 4 月 株式会社富士銀行入行
平成 6 年 6 月 同行 取締役資金証券営業部長
平成 8 年 6 月 富士証券株式会社専務取締役
平成11年6月 同社 代表取締役副社長
平成12年10月 みずほ証券株式会社専務取締役
平成14年12月 同社 代表取締役副社長
平成16年4月 千秋商事株式会社代表取締役社長
平成16年6月 株式会社オーバル監査役（非常勤）
平成18年6月当社監査役（非常勤）
平成 19 年 6 月 日本ヒューム株式会社監査役（非常勤）＜現在に至る＞
平成 22 年 6 月 当社取締役（非常勤）＜現在に至る＞
※荒井英夫氏は会社法第2条15号に規定される社外取締役です。
山本 光介（やまもと みつすけ）
略 歴
昭和 47 年 4 月 株式会社富士銀行入行
平成13年6月 同行 執行役員支店部長
平成 14 年 5 月 芙蓉総合リース株式会社専務執行役員
平成14年6月 同社 専務取締役
平成16年4月 ユーシーカード株式会社専務取締役
平成17年6月 同社 代表取締役副社長
平成 17 年 10 月 同社 代表取締役社長
平成18年1月 株式会社クレディセゾン常務取締役
平成 22 年 6 月 株式会社アヴァンティスタッフ代表取締役社長＜現在に至る＞
平成22年6月 当社監査役（非常勤）＜現在に至る＞
※山本光介氏は会社法第 2 条 16 号に規定される社外監査役です。
上記，各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。
尚，社外監査役原 秋彦氏および社外監査役山本光介氏は，当社が上場する金融商品取引所に対
し，独立役員として届け出ております。

## 新株予約権無償割当の概要

1．新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し，その所有 する当社普通株式（ただし，当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき 1 個の割合 で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2．新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし，新株予約権1個当たりの目的とな る株式の数は 1 株とする。ただし，当社が株式分割または株式併合を行ら場合は，所要の調整を行らものとする。

3．株主に割り当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし，当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は，複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4．各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし，その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお，当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には，行使価額相当の金額を払い込むことなく，当社による新株予約権の取得の対価として，株主 に新株を交付することがある。

5．新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については，当社取締役会の承認を要する。

6．新株予約権の行使条件
議決権割合が $20 \%$ 以上の特定株主グループに属する者（ただし，あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は，新株予約権を行使できないものとする。

7．新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日，行使期間，取得条項その他必要な事項については，当社取締役会が別途定めるものとする。なお，取得条項については，上記6．の行使条件の ため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し，新株予約権 1 個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

